

防災教育小委員会規則（内規）

（趣旨）

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下、「連合」という）法人運営基本規則に基づき、教育検討委員会の要請に基づき設置した防災教育小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 本小委員会は、以下の各号に掲げる業務を担当する。

- (1) 連合に所属する学協会の防災教育担当部門の連携を推進する。
- (2) 他の学協会の防災教育担当部門との連携を推進する。
- (3) 連合大会における防災教育セッションの提案と運営を行う。
- (4) 幼児教育、初等・中等教育・高等教育における防災教育を推進する。
- (5) 大学の教職課程における防災教育を推進する。
- (6) 市民を対象とした防災教育を推進する。

（構成）

第3条 本小委員会に委員若干名を置く。

（委員の任期）

第4条 本小委員会委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（委員長・副委員長）

第5条 本小委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

（委員長の職務）

第6条 委員長は本小委員会を統括する。

（副委員長の職務）

第7条 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けた時、若しくは委員長に事故ある時は、委員長の職務を務める。

（アドバイザー）

第8条 委員長は必要と認める時は、本小委員会にアドバイザーを置くことができる。

（会議）

第9条 第 2 条に定める業務を遂行するため、委員長は随時会議を招集し、その議長を務める。

(オブザーバー)

第10条 委員長は必要と認める時は、前条の会議に本小委員会委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(改廃)

第11条 この規則の改廃については、本委員会での審議に基づき、委員長が行う。

附則

この規則は、2021年7月28日から施行し、2021年7月28日から適用する。

